

「マイナビ ツール・ド・九州 2025」公式グッズ制作業務
委託仕様書（案）

1 目的

マイナビ ツール・ド・九州 2025（以下「本大会」という）を開催するにあたり、公式グッズを制作することで、本大会の認知度向上を図るもの。

2 大会概要

- | | | |
|---------|------------------------------------|-----------|
| (1) 名 称 | マイナビ ツール・ド・九州 2025 | |
| (2) 形 態 | 国際自転車競技連合（UCI）認定国際サイクルロードレース | |
| (3) 主 催 | ツール・ド・九州 2025 実行委員会、一般社団法人ツール・ド・九州 | |
| (4) 日 程 | 令和 7 年 10 月 10 日（金） | 佐世保クリテリウム |
| | 令和 7 年 10 月 11 日（土） | 福岡ステージ |
| | 令和 7 年 10 月 12 日（日） | 熊本阿蘇ステージ |
| | 令和 7 年 10 月 13 日（月・祝） | 宮崎・大分ステージ |

3 委託期間

契約締結の日から令和 7 年 10 月 9 日まで

4 業務内容

(1) グッズの提案

提案するグッズは最大 3 種類とし、以下の条件に従うこと。

- ・既存の公式グッズ（別紙参照）以外のアイテムであること。
- ・価格帯は原価で 1,000 円程度とする。
- ・各グッズには、発注者が提供する大会ロゴマークを表示すること。
- ・国際的なサイクルロードレースにふさわしいデザインコンセプトを持つこと。
- ・参加者や観客が記念として持ち帰る価値があるような独自性があること。

(2) グッズの作成及び納品

- ・グッズのデザイン及びグッズごとの発注数は、発注者と協議の上で決定する。
- ・制作後の納品は、指定の場所に 9 月末までに完了すること。
- ・グッズの素材や品質はスポーツイベントに相応しい耐久性及び安全性が求められる。

5 業務上の留意事項

- (1) 業務に先立ち、業務スケジュール、業務体制計画等を作成し、発注者の承認を得ること。

- (2) 本業務を統括する責任者及び適正な人員を配置し、発注者との連絡調整を密にし、効率的に業務を進めること。
- (3) 発注者の求めに応じ、報告、打合せを行うこととし、業務の進捗状況、実績等について説明を求められたときは、適宜資料を提出し速やかに対応すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議の上決定すること。

6 著作権等の取扱い

- (1) 本業務の履行に係る成果物（第三者が予め著作権を保有する物を除く。）に関する一切の権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む）は全て発注者に帰属する。
- (2) 受注者は、本業務により得られる著作物の著作者人格権（著作権法第2章第3節第2款に規定する権利をいう。）について、発注者及び発注者の指定する第三者に対し、将来にわたり行使しないこと。
- (3) 受注者は、本業務の遂行にあたり、第三者の知的財産権を侵害しないこと。
- (4) 前項に関わらず、第三者の知的財産権を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、負担を負うものとする。
- (5) 受注者は、本業務により得られる成果物について、発注者の承認を受けずして、自ら使用したり、第三者に公表、貸与及び使用させたりしてはならない。